平成２４年（フ）第６５５号
札幌市中央区南８条西８丁目520番地１　ハピネス８・８―402号
債務者　清水谷洋子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５９号
札幌市西区八軒８条東５丁目１番11号　北成コーポラス202号
債務者　佐野　政春
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８０号
札幌市手稲区手稲本町１条２丁目２番18号　カナール手稲202号
債務者　尾形　智子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８９号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目３番６号　コムズ月寒中央Ｂ―202号
債務者　坪野　高嗣
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目19番15号　テラウッド厚別201
債務者　田邉　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
群馬県前橋市上新田町1040番地３　藤コーポ101号
債務者　大矢　直子（旧姓湯本・池田・土屋）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
群馬県前橋市広瀬町３丁目20番地　ＵＥ―410号
債務者　黒澤　　瞳（旧姓小野里）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
群馬県伊勢崎市八斗島町1604番地14
債務者　岩口　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
群馬県前橋市粕川町新屋239番地６
債務者　山形由利子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
群馬県前橋市箱田町1215番地17　タウンパレス大利根Ａ―２号
債務者　松田　美恵（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
群馬県伊勢崎市連取町1566番地１　サンハイム参番館201
債務者　武藤千代子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７４号
群馬県高崎市金古町1366番地１　川端荘１号
債務者　村野　倉男
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３８号
相模原市南区相南１丁目２番72号　東和荘103
債務者　樺島　親雄
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７８号
相模原市中央区上溝369番地１　セピアハイツ103号
債務者　田﨑惠美子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０２号
相模原市南区新磯野１丁目46番５号　スカイピア相武台２Ａ―101号
債務者　宮野　佳子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１３号
相模原市中央区矢部１丁目17番25号　アルカディア矢部103号
債務者　中釜　　俊
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１４号
相模原市南区相模大野５丁目14番９号　パームコート22―201
債務者　上芝　修一
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで　横浜地方裁判所相模原支部